

## 死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書

2024年（令和6年）1月19日

日本弁護士連合会

当連合会は、死刑制度に関する政府の世論調査について、国民の意識をより正確に把握するという観点から、これまで2013年（平成25年）11月及び2018年（平成30年）6月に意見書を公表し、改善を求めてきた。2013年意見書の一部の提案が2014年（平成26年）世論調査に採用されたものの、当連合会の意見が十分には反映されたとは言えない。

政府は、死刑制度に関する世論調査の目的は、「死刑制度に対する賛否」の国民意識の把握ではなく、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」についての把握であるとして、「死刑は廃止すべきである」と「死刑もやむを得ない」という非対称の主質問の選択肢には問題は無いとしている。しかし、これでは、「死刑もやむを得ない」の選択者（全回答者の約8割）の意見の内実は多様であるにもかかわらず一括りにされ、「国民の8割が死刑制度を容認している。」という評価がなされ、これが一人歩きし、死刑制度存置の根拠として用いられている現状にある。

2019年（令和元年）実施の政府世論調査の結果について、将来の死刑廃止の当否という観点から集計すると、死刑廃止を許容する者が41.3%、死刑廃止を許容しない者が44.0%となる（13頁表6）。つまり、将来の死刑制度存否に関する世論は拮抗していると評価できるのである。「死刑もやむを得ない」と回答している者の割合を一括りにした上、国民の8割が死刑制度を容認しているとする政府の評価は、国民の誤解を招く不適切なものであることは明らかである。

本来、上記調査目的自体を再検討すべきとも言うべきところであるが、その点を措くとしても、死刑に関する国民の意識をより正確に把握するために、質問内容を見直すべきである。そこで当連合会は、2024年（令和6年）に実施が予想される政府世論調査に向けて、サブクエスションの追加（意見の趣旨1(1)）、死刑制度関連情報の認知度に関する質問の追加（同1(2)）、及び世論調査結果の評価・公表・利用の在り方（同2）について、以下のとおり意見を述べる。

政府においては、本意見を踏まえ、質問の追加等に限らず、現在の調査目的を維持することの当否等の課題も含め、当連合会との間で協議する場を設けられたい。

### 第1 意見の趣旨

#### 1 質問の追加

(1) サブクエスション（以下「SQ」という。）の追加

死刑制度に関する主質問で「死刑もやむを得ない」を選択し、将来の廃止の可否に関するSQで「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」を選択した者に対し、「状況が変われば」の具体的な中身を問う質問を追加すべきである。質問案としては、以下のようなものが考えられる。

問 「状況が変われば」の具体的中身を教えてください。この中から、あなたの考えに近いものを挙げてください（複数回答可）。

- ア 犯罪被害者・遺族に対する支援が一層充実したものとなること
- イ 死刑に代えて、現在の無期懲役刑より重い刑が導入されること
- ウ 犯罪予防のための取組がより充実すること
- エ 犯罪者の更生支援がより充実すること
- オ 国際社会から我が国に対し死刑廃止を強く求められること
- カ 凶悪犯罪が減ること
- キ その他（ ）

(2) 死刑制度関連情報の認知度に関する質問の追加

国民の死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問（死刑執行方法及び死刑執行数、凶悪事件発生数、死刑廃止に関する国際的動向等に関する知識を問う質問）を追加すべきである。

2 世論調査結果の評価・公表・利用の在り方

(1) 2019年世論調査における回答回収率は、2014年世論調査の回答率60.9%を一層下回る52.4%にすぎず、これまでの中で最低の回収率であった。また、性・年齢層・都市規模別の回収率に大きな差異があり、回収標本は国民の縮図とは言い難い。これからして、世論調査の結果を国民の意見として扱うことはできず、政府は、このような世論調査の結果を死刑廃止に関する議論をしないための根拠に使うべきではない。

(2) 政府は、世論調査結果の公表・利用の際、死刑制度に関する世論調査の目的が、「死刑制度に対する賛否」の国民意識の把握ではなく、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」についての国民意識の把握であること、及び、その結果として、主質問の選択肢（二択）の「死刑は廃止すべきである」に対置する選択肢が「死刑は残すべきである」ではなく、将来の死刑廃止を容認する立場をも包摂する「死刑もやむを得ない」という選択肢になっていること、すなわち、「死刑もやむを得ない」という回答をする者の中に、将来の死刑廃止を容認する者を含むことを明確に説明すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

当連合会は、2016年（平成28年）10月7日、第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択した。それ以来、事あるごとに政府に対し死刑制度の廃止を求めるとともに、死刑廃止国や市民団体とも連携しつつ、死刑制度廃止に向け、様々な活動に取り組んでいる。

死刑制度に関する政府の世論調査は、質問数や質問表現に変化はあるが、1956年（昭和31年）から2019年（令和元年）までの間、合計11回実施されている。近時は5年ごとに実施されているので、次回は2024年（令和6年）に実施されることが予想される。

この世論調査については、死刑存置側に回答を誘導するような選択肢が用いられていること、回答回収率が低いことなど様々な問題点が指摘されていたことを踏まえ、当連合会は、2013年（平成25年）11月、「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」（以下「2013年日弁連意見書」という。）を公表した。

2014年世論調査において、この意見書の提言の一部が採用されたが、依然として改善の余地が残された。そこで、2018年（平成30年）6月、改めて「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書」（以下「2018年日弁連意見書」という。）を公表した。しかしながら、2019年世論調査において、この意見書の提言は一切採用されなかった。

当連合会は、本世論調査の目的、質問内容の修正の経過等を改めて検討を行い、2024年に実施が見込まれる政府の世論調査の内容が、これまで以上に国民の死刑制度に関する意識を幅広くかつ正確に把握できるものとなるよう、本意見書を取りまとめた。

### 2 これまでの政府世論調査の概観

#### (1) 質問の構成

死刑制度に関する質問の数や内容は、合計11回の調査が実施される中で、変化してきている。

1989年（平成元年）までは、死刑制度に関する主質問（死刑廃止の賛否を問うこの世論調査の基本となる質問）の前にこれに関連する質問があったが（1975年（昭和50年）を除く。）、1994年（平成6年）以降は、裁判所の見学や裁判の傍聴の有無を問う「基本的法制度に対する関心」の質問の直後に、死刑制度に関する主質問がなされている。この主質問の表現内容は以下

のように変わってきている。

なお、2014年世論調査の質問選択肢については、2013年日弁連意見書において当連合会が指摘した主質問の問題点等について、法務省「死刑制度に関する世論調査についての検討会」（世論調査の専門家、法務省担当者等により構成。以下「2014年法務省検討会」という。）において協議された結果、修正されたものである。

（1956年（昭和31年）～1989年（平成元年））

問 どんな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか、反対ですか。

答 賛成

反対

（1994年（平成6年）～2009年（平成21年））

問 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

答 どんな場合でも死刑は廃止すべきである

場合によっては死刑もやむを得ない

（2014年（平成26年）～）

問 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

答 死刑は廃止すべきである

死刑もやむを得ない

この主質問の後に、SQとして、死刑廃止に賛成する回答者に対しては、その理由、廃止の時期等を、死刑廃止に反対する回答者に対しては、その理由、将来的な廃止の可能性等が質問されている。

これらの質問以外に、従前から死刑の犯罪抑止力に関する質問がある。また、2014年世論調査から、終身刑を導入した場合の死刑制度の存廃に関する質問（2013年日弁連意見書の提言の一つ）が加わった。

## （2）調査結果の推移等

死刑制度に関する主質問に対する回答結果は表1のとおりであり、死刑廃止に反対する回答者に対し、将来的な廃止の可能性について質問した回答の結果は表2のとおりである。

国民の8割が死刑を容認しているといわれる根拠は主質問の回答結果である。しかし、表2を見ると、死刑廃止反対の回答者の中に、将来的には死刑を廃止してもよいと考える者が相当数（2019年は「漸次廃止」の回答が39.

9%) 存在することが分かる。

また、2014年世論調査から追加された終身刑を導入した場合の死刑制度の存廃に関する質問については、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、回答結果は下記のとおりである（下記数値は、2014年は2018年日弁連意見書の表6、2019年は後掲の表6を引用）。

	(2014年)	(2019年)
ア 死刑を廃止する方がよい	37.7%	35.1%
イ 死刑を廃止しない方がよい	51.5%	52.0%
わからない・一概には言えない	10.8%	12.8%

表1 死刑廃止に対する賛否

年度	賛成	わからない	反対
1956	18.0	17.0	65.0
1967	16.0	13.5	70.5
1975	20.7	22.5	56.9
1980	14.3	23.4	62.3
1989	15.7	17.8	66.5
1994	13.6	12.6	73.8
1999	8.8	11.9	79.3
2004	6.0	12.5	81.4
2009	5.7	8.6	85.6
2014	9.7	9.9	80.3
2019	9.0	10.2	80.8

表2 将来の廃止可能性

年度	将来も存続	わからない	漸次廃止
1967	61.6	9.8	28.7
1975	76.8	9.7	15.1
1980	77.5	10.1	12.2
1989	76.8	7.6	15.6
1994	53.2	7.2	39.6
1999	56.5	5.7	37.8
2004	61.7	6.5	31.8
2009	60.8	5.0	34.2
2014	57.5	2.0	40.5
2019	54.4	5.7	39.9

最後に、1956年（昭和31年）以降の調査回収率は、表3～5のとおりである。全体の回収率は、ほぼ一貫して低下し、前回はついに52%にまで低下している。前回同様、男性、若年層、大都市ほど回収率が低い傾向にある。

表3 死刑制度に関する調査回収率

年度	標本数	回収標本数	回収率
1956	3000	2536	84.5
1967	3000	2500	83.3
1975	10000	7980	79.8
1980	3000	2434	81.1
1989	3000	2293	76.4
1994	3000	2113	70.4
1999	5000	3600	72.0
2004	3000	2048	68.3
2009	3000	1944	64.8
2014	3000	1826	60.9
2019	3000	1572	52.4

表4 属性別の回収率（2019年）

年齢層	男性	女性
18～19歳	46.2	52.9
20～29歳	36.3	38.2
30～39歳	43.1	52.0
40～49歳	48.4	55.8
50～59歳	53.0	55.5
60～69歳	60.1	61.2
70歳～	54.4	55.3
合計	50.5	69.9

表5 都市規模別回収率（2019年）

都市規模	標本数(人)	回収率
大都市	382	44.3%
10万人以上の市	665	54.7%
10万人未満の市	375	56.9%
町村	150	57.3%
合計	1572	52.4%

大都市：東京23区、政令指定都市

### 3 2018年日弁連意見書と2019年世論調査

#### (1) 2018年日弁連意見書

2018年日弁連意見書において、世論調査の質問内容に関し、以下のとおり、死刑制度に関する主質問の修正と、質問の追加を求める提言を行った（アについては、2013年日弁連意見書においても同様の提言を行っている。）。

#### ア 死刑制度に関する主質問の修正

死刑制度に関する主質問「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。」の回答選択肢を以下のとおりに改める。

ア 死刑は廃止すべきである

イ どちらかと言え、死刑は廃止すべきである

ウ どちらとも言えない

エ どちらかと言え、死刑は残すべきである

オ 死刑は残すべきである

#### イ 質問の追加

死刑廃止を可能にするか死刑廃止をしやすくなるための条件又は手続に関する質問（第1・1(1)の質問と類似の質問等）、国民の死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問（死刑執行方法及び死刑執行数、凶悪事件発生数、死刑廃止に関する国際的動向等に関する知識を問う。）を追加する。

(2) 2018年日弁連意見書に対する法務省の対応

ア 法務省は、令和元年9月、「死刑制度に関する世論調査についての検討会」（専門家の構成員は2014年法務省検討会と同じ。以下「2019年法務省検討会」という。）を開催し、①主質問の修正の当否（上記(1)ア）、②新たな質問の追加の当否（上記(1)イ）等について協議した。同検討会では、質問の修正・追加をすべきではなく、2014年と同じ内容で世論調査をすることが相当であると結論付けられた。

イ 主質問の修正について

2019年法務省検討会では、世論調査においては継続性の確保が重要であり、前回調査の際に回答選択肢の一部を修正したばかりであることなどから、主質問の質問・選択肢を修正すべきではないとされた。

当連合会は、2013年日弁連意見書においても同趣旨の主質問の修正を提言していた。その提言を議題にした2014年法務省検討会での法務省の説明から、本世論調査の目的は、死刑制度に対する単純な賛否の国民意識の把握ではなく、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否かについての国民意識」の動向を把握するためのものであることが明らかになった。

この調査目的を前提とする限り、現在のような選択肢、すなわち、一つが（ア）「廃止すべきである」という選択肢で、もう一つが、それ以外の立場の者を幅開く包摂する（イ）「死刑もやむを得ない」という選択肢、が相当であるということになる。

しかし、一般の人はこのような経緯を知る由もなく、実際のところ、この主質問は、単なる死刑（廃止）の当否に関する質問として受け止められる。その結果、（ア）の回答者＝死刑廃止派、（イ）の回答者＝死刑存置派と理解され、主質問の二つの選択肢の回答割合が、死刑廃止派と存置派の割合であると誤解して受け止められ、「国民の8割が死刑制度を容認している。」と報道され、死刑制度存続の根拠にされている。

そこで、2018年日弁連意見書においては、改めて同趣旨の主質問の修正を求め、その理由として、本世論調査を開始した当時と現在とでは、死刑制度廃止を巡る国際状況は逆転していることを踏まえ、「制度としての死刑

を全面的に廃止すべきであるか否かについての国民意識の動向」という調査目的自体を見直す必要があると指摘した。

ところが、2019年法務省検討会においても、上記調査目的が所与の前提とされて議論され、2018年日弁連意見書が調査目的の変更を求めていることはまったく議論の対象にならなかった。当連合会としては、上記のとおり、主質問の見直しが必要であると考えているが、法務省において、調査目的の見直しをしない姿勢が明白であるので、今回の提言には、主質問の修正を加えていない。その代わりに、法務省において、上記調査目的を維持して、同様の主質問の選択肢を続けるのであれば、世論調査結果公表の際、その調査目的も併せて公表することを求めることとした（意見の趣旨2(2)参照）。

#### ウ 新たな質問の追加について

2019年法務省検討会では、①世論調査は簡潔に実施できることが望ましく、②本世論調査においては、基本的な事項について継続的に把握することが重要であることから、認知度を把握するための質問等を加えることは適切ではないとされた。

まず、世論調査は簡潔にできることが望ましいという点についてであるが、最近の「基本的法制度に関する世論調査」だけを見ても、前回の死刑制度に関する世論調査の質問数（SQを除く。以下同じ）である3問より多い調査はいくらでもある。例えば、前回である2019年、「死刑制度に対する意識」調査と同時に実施された「難民認定制度の在り方」に関する調査の質問数は6問、前々回である2014年の「死刑制度に対する意識」調査と、同時に実施された「更生保護に対する意識」調査の質問数は8問（なお、この中には認知度を把握するための質問も含まれている。）である。また、同じ死刑制度に関する調査でも、昭和55年には6問、昭和42年には27問ということもあった。したがって、「世論調査は、簡潔に実施できることが望ましい」という主張は、死刑制度に関する世論調査において新たな質問を加えないことの理由にはならない。

次に、本世論調査においては、基本的な事項について継続的に把握することが重要であるという点については、基本的な事項についての質問を継続すれば足りることであり、新たな質問を加えないことの理由にならないことは明らかである。

実際、死刑制度に関する過去の世論調査において、凶悪事件発生数に関する質問（昭和55年、平成元年）、死刑判決数に関する質問（昭和42年、昭

和55年)など死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問がなされている。ところが、どういうわけか、このような過去の質問例は、2019年法務省検討会の議論の中で紹介すらされていない。

法務省は、認知度を把握するための質問を加えることにより、国民の死刑制度に関する認知度が低いことが明らかになれば、死刑制度に関する情報公開を一層強く求められかねない、死刑制度廃止に反対する世論の重みが低下しかねないとも懸念しているのであろうか。

いずれにしても、2019年法務省検討会が「新たな質問を追加する必要はなく、追加すべきでもない」とした理由は、納得できるものではない。

エ 2019年法務省検討会の議事録を確認すると、2018年日弁連意見書の趣旨や当連合会の死刑廃止に向けた活動について誤解した専門家の発言が少なからず見受けられる。しかし、その誤解を訂正する者は、残念ながらその場におらず、誤解した発言を基に議論が展開されている。法務省の検討会において、当連合会意見書の趣旨を説明し、検討会構成員からの質問に対し回答できる場が設けられるべきである。

#### 4 次回世論調査における質問の追加

死刑制度廃止の賛否を問う主質問が、死刑制度に関する世論調査において最も重要であることに変わりはないが、一方、この主質問だけで死刑に関する多種多様な国民の意識を把握することはできないことは言うまでもない。死刑制度に関する世論調査は、多額の国費を投入して、国民の死刑制度に関する意識を把握するために実施される貴重な機会である。国民の意識をより正確に把握するために有益であれば、質問を追加することに躊躇する理由はない。

##### (1) S Qの追加

2019年世論調査では、「死刑もやむを得ない」と回答した者のうち約4割の者が「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答している。この「状況が変われば」とは具体的にどのようなことをイメージしているのかを把握することは、今後の死刑存廃に関する議論において有益であることは間違いない（なお、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」の回答者の、終身刑導入と死刑廃止に関する質問に対する回答結果は後記5別表6のとおり。）。

S Qとして、以下の質問を追加すべきである。下記選択肢はあくまで一例である。世論調査準備段階において、予備的な調査を行うなどして、回答者が答えやすい内容の選択肢を設定すべきである。

(追加すべき質問)

問 「状況が変われば」の具体的中身を教えてください。この中から、あなたの考えに近いものを挙げてください（複数回答可）。

- ア 犯罪被害者・遺族に対する支援が一層充実したものとなること
- イ 死刑に代えて、現在の無期懲役刑より重い刑が導入されること
- ウ 犯罪予防のための取組がより充実すること
- エ 犯罪者の更生支援がより充実すること
- オ 国際社会から我が国に対し死刑廃止を強く求められること
- カ 凶悪犯罪が減ること
- キ その他（ ）

なお、2018年日弁連意見書では、SQではなく、全員に対し、死刑廃止を可能にするか死刑廃止をしやすくなるための条件を尋ねる質問として、同趣旨の質問を加えるべきである旨提言した。これに対し、2019年法務省検討会では、死刑廃止に反対している者に対し、死刑廃止を前提にした質問は適当ではないという意見が述べられた。そこで、今回は、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した者のみに対するSQとした。

## (2) 死刑制度関連情報の認知度に関する質問の追加

国民が死刑制度についてどの程度の知識を有しているかを把握することは、死刑存廃議論における世論の位置付け、死刑制度に関する政府の情報公開・情報発信の在り方等を検討する上で有益である。実際、過去の世論調査において、この種の質問がなされていることは、前記3(2)ウのとおりである。

ただし、2019年法務省検討会でも意見が述べられていたように、この質問を設けること自体を通じ、死刑制度に関する一定の情報を与えてしまうことになること、それが他の質問に対する回答に影響を与える可能性があることには留意する必要がある。

そこで、そのような影響の可能性を排除しつつ（質問の順番も検討を要すると思われる。）、国民の死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問を追加すべきである。例えば、死刑判決数・執行数・執行方法、凶悪犯罪発生数、死刑廃止の国際的動向、死刑再審無罪事件等に関する質問などが考えられる。

参考までに、以下、質問例を示す。これらすべての質問を採用すべきであるという趣旨ではない。全体のバランスを考え、採用する質問の数を決めるべきであると考えている。

(参考質問例)

問 今年、死刑が執行された人数を以下の選択肢(※0を含む4択)から選んでください。

問 我が国の死刑の執行方法は以下の選択肢(※銃殺、電気椅子、絞首、薬物注射等)のどれですか。

問 殺人事件の発生件数は4、5年前と比べて増えていると思いますか、減っていると思いますか、同じようなものだと思いますか。

問 昨年末現在、世界で死刑を廃した国(10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。)の数を以下の選択肢(約10か国、約40か国、約90か国、約140か国)から選んでください。

問 我が国において、死刑が確定した事件に対し、再審で無罪の判決が言い渡された事件があると思いますか(「ある」「ない」「分からない」の三択)。

## 5 法務省と当連合会の協議の場の設置

前記3(2)エにおいて、法務省の検討会において、当連合会意見書の趣旨を説明し、検討会構成員からの質問に対し回答できる場が設けられるべきである旨述べた。

このような検討会の議論への日弁連の参加に止まらず、本意見書で提言している質問の追加の当否、更には現在の調査目的を維持することの当否等を含め死刑制度に関する政府世論調査全般に関し、法務省と当連合会が意見交換することは、本世論調査を企画・実施する法務省に対し、外部の新たな視点やアイデアを提供するものであり、極めて有意義である。

5年に1度実施される死刑制度に関する政府世論調査がより充実した内容になるよう、本世論調査全般に関し、法務省と当連合会において協議する場が設置されるべきである。

## 6 世論調査結果の評価・公表・利用の在り方

### (1) 世論調査の回収状況の問題

従前の意見書においても、政府の世論調査の結果をもって、国民(有権者)全体の意見として安易に受け止めるべきではないと指摘してきた。しかしながら、依然として、「政府の世論調査によれば、国民の8割が死刑制度を容認している。」という、不適切と言える評価が一人歩きしている。

そもそも、世論調査の結果をもって国民(有権者)の意見へと一般化するためには、回収率が相応に高く、回収標本(回答者)が母集団(国民)の縮図で

あると言えなければならない。以前は4分の3以上の高い回収率であったが、今回の回収率は従前の最低回収率60.9%（2014年（平成26年））を更に下回る52.4%にすぎない上（前掲表3）、男性、若年層、大都市ほど回収率が低くなっており（同表4、5）、回収標本の属性と母集団の属性との差異が無視できないほど大きくなっている。継続的な世論調査の実施は意味があると思うが、現在の調査回収状況を前提とする限り、世論調査の結果をもって国民全体の意見として一般化することはできない。

よって、政府が、本世論調査により、約8割の回答者が「死刑もやむを得ない」と回答していることを根拠として、我が国においては死刑廃止や執行停止の議論・検討をする状況にないと結論付けることは許されない。

## (2) 調査結果の評価・公表の在り方

上記(1)の調査回収状況の問題はさておくとしても、死刑制度に関する主質問において約8割の回答者が「死刑もやむを得ない」を選択していることをどのように評価するかは、そう単純ではない。主質問以外のSQ等を含めて、2019年世論調査の結果を見てみると、主質問で「死刑もやむを得ない」を選択した者を一括りにすることはできず、国民の死刑に対する意識は多種多様であることが見えてくる。

死刑制度存廃に関する主質問及びSQへの回答結果並びに仮釈放のない終身刑と死刑制度に関する質問への回答結果をリンクさせてまとめたのが表6である。

表 6

質問①		質問②			質問③			
死刑存廃に関する質問 (現時点での意見)		(ア) に対し、廃止時期 (イ) に対し、将来の廃止 に関する質問			「将来の存廃」 に関する意見 (質問①②から算出)	終身刑導入と死刑廃止 に関する質問		
						廃止する 方がよい	廃止しない 方がよい	分からない・一概 に言えない
(ア) 死刑 は廃止すべきである	9.0% (142人)	直ちに廃止	36.6%	52人	41.3% (649人)	92.3%	5.8%	1.9%
		漸次廃止	57.0%	81人		80.2%	17.3%	2.5%
		分からない	6.3%	9人		66.7%	11.1%	22.2%
(イ) 死刑 もやむを得ない	80.3% (1270人)	状況が変われば廃止可	39.9%	507人	44.0%(691人)	44.8%	45%	10.3%
		将来も廃止しない	54.4%	691人		20.5%	71.9%	7.5%
		分からない	5.7%	72人		29.2%	44.4%	26.4%
分からな い・一概に 言えない	10.2% (160人)	→			14.8% (232人)	26.9%	26.9%	46.3%
						35.1% (552人)	52.0% (818人)	12.8% (202人)

まず、注目すべきは、主質問（イ）の回答者のうち、将来的に死刑を廃止してもよいと考えている者が39.9%にも上ることである。将来の死刑廃止の当否という観点から回答結果を集計してみると、「将来死刑を廃止してもよい」が41.3%、「将来も死刑を廃止しない」が44.0%となる。このことから、将来の死刑制度存否に関する世論は拮抗していると評価することができる。

更に注目すべきは、「死刑はやむを得ない」かつ「将来も死刑を廃止しない」と回答している者691人は、回答内容からして死刑存置を強く支持していると思われるが、このうち、20.5%にも上る者が「(終身刑が導入されるならば)死刑を廃止する方がよい」と答えていることである。死刑存置を強く支持していると思われる者の中にも廃止派に近い意見を持っている者が多数存在していることが分かる。

このように見てくると、主質問に対し「死刑もやむを得ない」と回答している者の割合だけを取り出して一括りにした上、国民の8割が死刑制度を容認していると評価することが、誤解を招く不適切な評価であることはより一層明らかとなる。

前記3(2)イ記載のとおり、本来、誤解を招くこの主質問の内容は、改められるべきである。政府において、上記調査目的を維持して、同様の主質問の選択肢を続けるのであれば、死刑制度に関する世論調査の目的が、①「死刑制度

に対する賛否」の国民意識の把握ではなく、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」についての国民意識の把握であること、そして、その結果として、②主質問の選択肢（二択）の「死刑は廃止すべきである」に対置する選択肢が「死刑は残すべきである」ではなく、将来の死刑廃止を容認する立場をも包摂する「死刑もやむを得ない」という選択肢になっていること、すなわち、「死刑もやむを得ない」という回答する者の中に、将来の死刑廃止を容認する者を含むことを明確に説明すべきである。

なお、政府は、国連の人権機関に対し、我が国において死刑を廃止することが適当でない根拠として、世論調査結果のうち、「死刑もやむを得ない」を選択する者の回答割合のみを引用していることがある。しかし、政府の調査目的からすれば、「死刑を廃止すべきである」と考える者の割合を把握することがこの世論調査の主たる目的のはずである。これでは、死刑制度に関する我が国の世論の状況を誤解させることになりかねない。死刑制度に関する世論が多様であることは前記のとおりであり、世論調査結果の都合のよい部分をつまみ食いの的に利用するのではなく、主質問の各選択肢の内容及びその回答割合、将来の死刑廃止への賛否の割合等も含めて調査結果を示すべきである。

## 7 終わりに

当連合会が、死刑制度に関する政府世論調査について、意見書を提出するのは、今回で3回目になる。当連合会は、死刑に関する多種多様な国民の意識をより正確に把握するために、どのような質問構成・内容がふさわしいのかを考え、より良い調査を目指して提言し続けてきている。

政府世論調査は多額の国費を投入して行われるものである。その成果は政府だけのものではなく、国民のものでもある。国民の立場から、質問構成・内容について改善意見を述べるのは当然の権利である。

政府が、本意見書の提言を真摯に受け止め、次回世論調査に向けて、早急に質問内容の見直しに着手することを期待する。

以上